Ⅺ　監査指導課の業務概要

平成 16 年 4 月組織改正により、県内 5 か所（習志野、松戸、印旛、山武及び君津）の健康福祉センターに監査指導課が設置され、社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下、「社会福祉法人等」という。）の指導監査等業務を実施している。

1　指導監査等業務の概要

（1）社会福祉事業を経営する社会福祉法人の運営管理及び会計管理についての指導監査

（2）社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、保育所等の児童福祉施設、幼保連携型認定こども園、障害者支援施設及び女性自立支援施設等）の運営管理、入居者等の処遇及び会計管理についての指導監査

（3）認可外保育施設の立入調査及び有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）の立入検査

（4）介護保険施設等、指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所支援事業所等の運営指導

2　監査指導課の所管区域

（1）印旛健康福祉センター管内

成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町

（2）香取健康福祉センター管内

香取市、神崎町、多古町、東庄町

（3）海匝健康福祉センター管内

銚子市、旭市、匝瑳市

3　指導監査等の実施状況等

（1）指導監査等の実施状況

社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査は、社会福祉法等の関係法令及び県の「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱」等に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正かつ円滑な運営の確保を図るため、計画的に実施している。

令和 7 年度の監査等の実施数は 805 件（令和 6 年度実績：648 件）、前年度比 24.2%の増となった。

（2）主な指摘事項

令和 7 年度の主な指摘事項は以下のとおりである。

・社会福祉法人及び社会福祉施設については、理事会等開催手続き、会計処理
・保育所及び幼保連携型認定こども園については、職員の配置状況、会計処理
・介護保険事業所及び指定障害福祉サービス事業所については、運営規程・重要事項説明書の不備、各種加算の要件の不備、業務継続計画未策定、虐待防止措置等未実施

表１　社会福祉法人等の指導監査実施状況

種別 ＼ 区分			令和７年度					
			法人・施設数 A	計画数 B	計画率（%） B／A	実施数 D	うち、実地監査・指導	実施率（%） D／B
社会福祉法人等	社会福祉法人（１＋２＋３）		54	6	11.1	5	5	83.3
	１ 社会福祉協議会		5	1	20.0	1	1	100.0
	２ 施設を経営するもの		49	5	10.2	4	4	80.0
	内訳	第一種経営	34	4	11.8	3	3	75.0
	内訳	第二種経営	15	1	6.7	1	1	100.0
	３ 施設を経営しないもの		0	0	－	0	0	－
	市町村児童福祉行政（保育関係）		16	16	100.0	16	0	100.0
	計		70	22	31.4	21	5	95.5
社会福祉施設等	社会福祉施設（第一種）	１ 救護施設	2	2	100.0	2	2	100.0
		２ 老人福祉施設	124	36	29.0	36	36	100.0
		３ 児童福祉施設	12	4	33.3	4	4	100.0
		内訳 障害児入所施設	6	2	33.3	2	2	100.0
		内訳 児童自立支援施設	0	0	－	0	0	－
		内訳 乳児院	1	1	100.0	1	1	100.0
		内訳 児童養護施設	5	1	20.0	1	1	100.0
		内訳 母子生活支援施設	0	0	－	0	0	－
		内訳 児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設)	0	0	－	0	0	－
		４ 女性自立支援施設	0	0	－	0	0	－
		５ 障害者支援施設	25	6	24.0	5	5	83.3
	６ 保育所		190	154	81.1	151	109	98.1
	７ 幼保連携型認定こども園		29	29	100.0	28	18	96.6
	８ 認可外保育施設		71	46	64.8	43	17	93.5
	９ 有料老人ホーム		104	26	25.0	26	26	100.0
	うちｻｰﾋﾞｽ付高齢者向け住宅		48	11	22.9	11	11	100.0
	10 介護保険施設等		1,321	331	25.1	297	297	89.7
	11 指定障害福祉ｻｰﾋﾞｽ事業所		738	142	19.2	130	130	91.5
	12 指定障害児通所支援事業所		309	60	19.4	51	51	85.0
	13 指定児童発達支援センター		7	3	42.9	3	3	100.0
	14 指定一般相談支援事業所		34	14	41.2	8	8	57.1
	計		2,966	853	28.8	784	706	91.9
合計			3,036	875	28.8	805	711	92.0

※第一種経営とは、主として第一種社会福祉事業を経営するもの。
※第二種経営とは、主として第二種社会福祉事業を経営するもの。
※実施数と「うち、実地監査・指導」との差は、「書面監査・指導」である。